



静岡労働局発表
平成30年11月20日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 稲川 忠久
賃金指導官 町田 真
(電話) 054-254-6315

5業種の静岡県特定（産業別）最低賃金は 12月21日（金）から改正されます

静岡労働局（局長 ^{たかもり ひろし} 高森 洋志）は、静岡地方最低賃金審議会（会長 ^{しのはら みつあき} 篠原 光秋）から平成30年10月22日までに答申を受けた下表の5業種の静岡県特定（産業別）最低賃金の改正に関し、所要の手続きを経て改正決定し、本日（11月20日）までに官報公示を行いました。

【静岡県特定（産業別）最低賃金改正一覧表】

特定（産業別）最低賃金の件名	改定金額 （時間額）	改定前金額 （時間額）	引上げ額	効力発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	879円	862円	17円	平成30年 12月21日
鉄鋼、非鉄金属製造業	916円	898円	18円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	930円	911円	19円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	900円	882円	18円	
各種商品小売業	866円	850円	16円	

- ※1 「特定最低賃金」とは、都道府県の特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。
- ※2 すべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」は10月3日から時間額858円に改正されています。
- ※3 「静岡県最低賃金（時間額858円、効力発生日H30年10月3日）」と上記「特定（産業別）最低賃金」の両方が適用される場合には、各効力発生日時点における最低賃金額の高い方が適用となります。

参考：

静岡県の最低賃金一覧表は、静岡労働局ホームページにおいても掲載されています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>